

令和 8 年度 宜野座村 村立認定こども園・保育園入園案内

保護者のみなさまへ
宜野座村では令和 7 年度に
幼稚園が閉園し、0 歳児か
ら 5 歳児までの受け入れへ
向けて準備をすすめていま
す。
心と身体の健やかな発達と
学びの連続性を行えるよう
な保育・教育を提供してま
いります。
今後とも保育行政へご理解
とご協力を宜しく願いた
します。



○お問い合わせ・受付場所○

〒904-1392 宜野座村字宜野座 296 番地

宜野座村役場 こどもみらい課 子育て支援係

☎ 098-968-5024

様式等は宜野座村ホームページから入手できます。

<http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/>

本書の内容は保育施設等利用を検討しているすべての方が共通で確認していただく内容となっております。
保育施設等の利用を検討している方は内容をご確認のうえ、申請等をお願いします。

も く じ

1. 村立認定こども園・保育園入園のご案内・・・P1
2. 令和8年度 入園申込スケジュール・・・P2
3. 支給認定区分（1号、2号、3号）について・・・P3
4. 利用区分（保育の必要量）について・・・P4
5. 保育施設入園申込の流れについて・・・P5
6. 提出書類について・・・P6～7
7. 保育を必要とする事由について・・・P8～9
（保護者の就労状態等を証明する書類の注意事項）
8. 申込後、状況に変更があった場合・・・P10
9. マイナンバーに関する書類について・・・P10
10. 発達支援時保育利用希望申込について・・・P11
11. 広域利用について・・・P12
12. 保育料（利用者負担額）等について・・・P13～16
13. 宜野座村の保育事業について・・・P17
14. 各園紹介・・・P18～20
15. 注意事項・・・P21



1. 村立認定こども園・保育園のご案内



※定員数は予定

保育所名	住 所	電話番号	定 員 数						計
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
村立認定こども園	字惣慶 126-1	968-8566	25		16	16	20		77 名
村立認定こども園 分園（5 歳児）	字惣慶 1190							30	30 名
（私）松田保育園	字松田 611-5	968-8701	12	20	20	24	24		100 名
（私）光保育園 （松田保育園分園）	字松田 612-9		25						25 名
（私）松田保育園分園 （5 歳児）	字松田 602							25	25 名
（私）かな保育園	字漢那 213	968-3355	12	20	24	24	25	15	120 名

●令和8年度の年齢別クラスの区分（※4月1日時点の年齢でクラスが決まります）

クラス	児童の生年月日	
5 歳児	令和2年4月2日	～ 令和3年4月1日
4 歳児	令和3年4月2日	～ 令和4年4月1日
3 歳児	令和4年4月2日	～ 令和5年4月1日
2 歳児	令和5年4月2日	～ 令和6年4月1日
1 歳児	令和6年4月2日	～ 令和7年4月1日
0 歳児	令和7年4月2日	～ 令和8年4月1日
	令和8年4月2日	～

※0歳児については、生後5か月からの受入となります。

2. 令和8年度 入園申込スケジュール

下記表中の受付期間までに、認定こども園・保育園の入園申込にかかる書類一式をこどもみらい課窓口で直接提出もしくは郵送での提出をしてください。郵送の場合は**受付期間内必着**となりますので、ご注意ください。期限を過ぎてのお申し込みは、入園希望日での受付はできません。

※0歳児の申込は、出生届提出後から可能です。

※必要書類は全てそろえて提出して下さい。書類不備の場合は受付できません。

【新規申込受付期間、選考期間】

入園希望日	申込受付期間・希望園変更期間	選 考 期 間
4月1日	令和7年9月16日(火)～ 令和7年10月31日(金) ※希望園の変更期間は 令和7年12月26日(金)まで	令和8年2月下旬までに 選考結果を送付いたします。
	追加入園希望 令和8年2月13日(金)まで	令和8年3月上旬ごろに 選考結果を送付いたします。
5月1日	～ 令和8年3月13日(金)	4月1日(水)～ 10日(金)
6月1日	～ 4月15日(水)	5月1日(金)～ 11日(月)
7月1日	～ 5月15日(金)	6月1日(月)～ 10日(水)
8月1日	～ 6月15日(月)	7月1日(水)～ 10日(金)
9月1日	～ 7月15日(水)	8月3日(月)～ 10日(月)
10月1日	～ 8月17日(月)	9月1日(火)～ 10日(木)
11月1日	～ 9月15日(火)	10月1日(木)～ 9日(金)
12月1日	～ 10月15日(木)	11月2日(月)～ 10日(火)
令和9年1月1日	～ 11月16日(月)	12月1日(火)～ 10日(木)
2月1日	～ 12月15日(火)	令和9年1月4日(月)～ 15日(金)
3月1日	～ 令和9年1月15日(金)	令和9年2月1日(月)～ 10日(水)

※入園を希望しなくなった場合は、申し込み取り下げのご連絡をお願いします。

【希望園の変更について】

希望園を変更したい場合は、上記表中の希望園変更期間までに行なってください。

こどもみらい課窓口またはお電話にて受付します。**※原則、年度内の転園はできません。**

【入園決定について】

内定者には上記表中の選考期間内にお電話にてご連絡し、その後施設利用決定通知書等をお送りします。「入園保留」となった場合、保育園入園保留通知書をお送りいたします。その後は毎月選考の対象となりますが、保留通知は最初の1回しか送付しません。

【健康診断・保育園との面談】

入園決定後、入園までの間に健康診断を受けていただき、決定園との面談を行ないます。

(健康診断書の様式は、施設利用決定通知書と一緒に送付します。通知が届いたら、保護者から決定園へ連絡し、面談日の日程調整をお願いいたします。)

※入園日までに、診断書の提出がない場合は受入れができません。

※在園児の継続利用は健康診断書等の提出はありません。



3.【支給認定区分（1号、2号、3号）について】

認定こども園・保育園の利用を希望する場合には、市町村へ申請し、保育を必要とする『支給認定』を受ける必要があります。『支給認定』については幼児の年齢や保育の必要性に応じて下記の区分に分類され、それぞれ区分により利用できる施設や時間が決まっています。

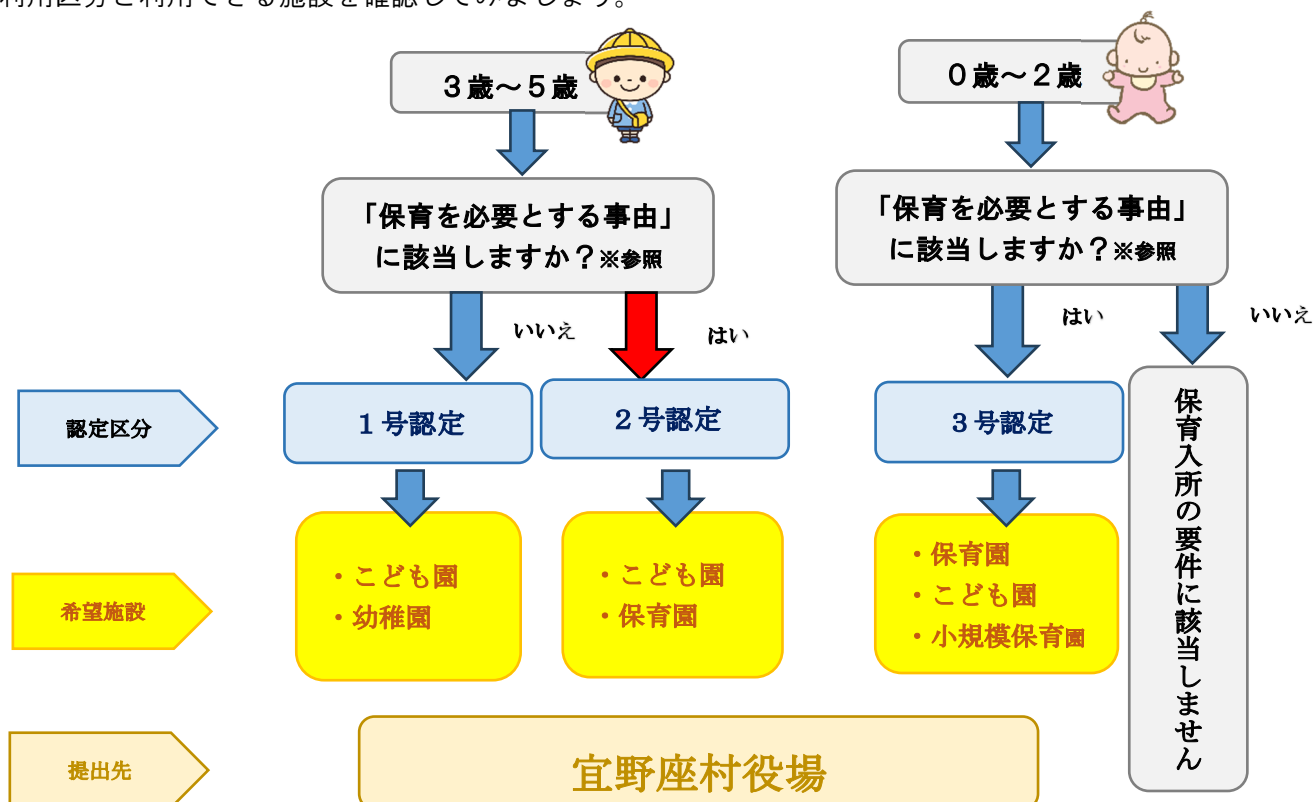
※支給認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りません。

認定区分	1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
対象となる幼児	保育を必要とせず、 教育を希望する幼児	保護者の就労や疾病等の理由により 保育を必要とする幼児※	
保育の必要性	教育標準時間	保育標準時間 または 保育短時間	
利用できる施設	幼稚園（村外） 認定こども園	認可保育園 認定こども園	

○2号、3号認定は保護者が働いている等、家庭において保育する事が困難な状況にある子どもを保護者に代わって保育することを目的とした施設です。そのため「保育を必要とする事由」の確認ができない場合、保育が必要な状態として認定されず『支給認定』の交付がされない可能性があります。

※『集団保育に慣れさせるため』、『下の子の保育に手がかかるため』などの理由では入園の対象とはなりません。

利用区分と利用できる施設を確認してみましょう。



※保育を必要とする理由

- ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④看護・介護 ⑤災害復旧 ⑥就職活動 ⑦就学
⑧虐待・DV等

詳細はP6をご確認ください。

4.【利用区分（保育の必要量）について】

（認定区分：2号認定、3号認定）保護者の状況を確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。（

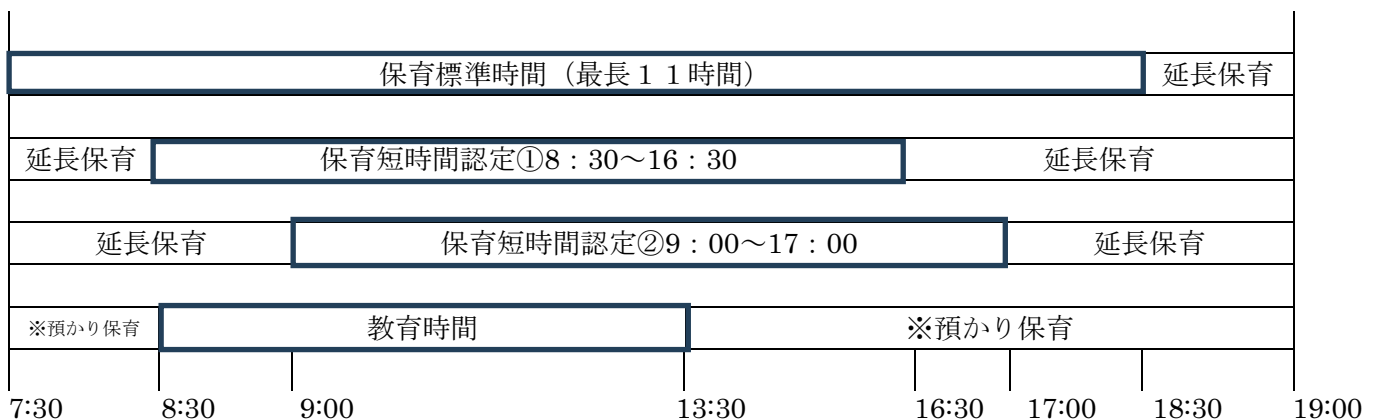
利用区分	保護者の状況	保育時間
保育標準時間	○勤務時間もしくは就労時間が月 120 時間以上 （両親のフルタイム就労等を想定した利用時間） ○妊娠・出産 ○疾病・障がい ○介護・看護等	最長 11 時間
保育短時間	○月 64 時間以上 120 時間未満 （両親またはいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間） ○求職活動中 ○育児休暇取得中	最長 8 時間

※『保育の必要な事由』は保護者の状況を証明書等の書面にて確認し、保育の必要量認定を行います。
 ※就労時間が月 120 時間未満の方で、シフトや通勤時間等で標準時間認定が必要である場合は、申し出てください。勤務状況等の確認後、標準時間認定に変更できる場合があります。
 ※月途中の勤務形態変更等により、認定内容が変わる場合は、就労証明書を提出した翌日から変更します。ただし、保育料（利用者負担額）は、翌月から変更となります。

（認定区分：1号認定）

1号認定について、教育時間終了後の預かり保育の実施はありませんが、冠婚葬祭等やむを得ず保育の必要となる場合、保育時間の預かり保育を実施します。（原則、恒常的な利用は除きます）
 保育時間利用の場合は村立認定こども園と調整となります。また預かり保育料が別途かかります。

☆教育・保育（標準・短時間）利用時間のイメージ



※保育短時間の利用時間帯は、①「8:30~16:30」、②「9:00~17:00」の2パターンあります。詳細は、各保育施設またはこどもみらい課までお問い合わせください。

5. 保育施設入園申込の流れについて

認定申請及び入園申込書提出

村が「保育の必要性」を認定します。

※宜野座村から「支給認定証」を交付します。すでに交付されている児童については、認定の変更などがなければ認定証は交付しません。
 ※「支給認定証」は、入園決定をお知らせするものではありません。
 一斉受付（申込）期間の場合は、2月下旬までに支給認定証を送付します。
 追加の入園受付された方は、3月上旬ごろに支給認定証を送付します。

★書類不備の場合は受付できません。一度返却しますので、書類が揃い次第、期限内に再提出して下さい。

★電話や訪問等により、就労証明書等の内容確認を行います。勤務確認ができない方や、提出書類と実態が異なる方は入園できない可能性があります。

村が「利用調整（選考）」をします

申込書類の審査（必要に応じて電話や訪問等）、村が定める基準に基づき、保護者の状況に応じた指数（点数）をつけ希望施設を勘案し利用する施設を調整します。
 ※発達支援児保育を希望する方は、行動観察等を実施後、利用調整をします。

★第1希望～第3希望の児童を含めて保育の必要度が高い方を優先とします。

入園保留（待機）

「保育園入園保留通知書」を送付します。

★保育入園保留の方は、待機児童となります。年度内に空きが出た場合、再審査のうえ入園を案内します。
 ※入園案内ができる場合のみご連絡いたします。

入園決定

「施設利用決定通知書」等、入園に必要な書類を送付します。

入園決定した園で 面談・オリエンテーション

新規児童は健康診断書（指定様式）を入園決定した園へ提出。
 オリエンテーションの日程は、保護者から各園へ連絡し、確認をお願いします。

4月の一斉入園の際は決定通知書と一緒にオリエンテーションの案内を同封します。



保育を必要とする要件に該当しない場合

- 就労
 - ・月 64 時間未満の方
 - ・入園日までに雇用契約が終了する方
- 就学
 - ・入園までに卒業する方
- 妊娠・出産
 - ・入園日に産前 8 週・産後 8 週以内に該当しない方
- 育児休業
 - ・復帰予定がない方

認定却下通知

「支給認定却下通知書」を送付します。

6. 提出書類について

【申込者全員が申込み時に必要なもの】

- ① 申請者の本人確認書類（運転免許証等）※軍人・軍属の方はIDを持ってきてください。
- ② 支給認定申請書 兼 利用申込書 ※児童1人につき1枚の提出です。
- ③ 保育園入園受付調査票 及び チェックシート
- ④ 同意書
- ⑤ 保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類

【保育が必要な事由】

「保育が必要な事由」	保護者の具体的な状況	提出書類		保育必要量の認定区分
①就労	月に <u>64 時間以上</u> 就労していること	勤務	●就労証明書	1.標準時間認定：月 120 時間以上の就労 2.短時間認定：月 120 時間未満の就労
		自営業（委託契約、内職含む）	●就労証明書 ●「確定申告書」「営業許可証」「自営業開業届出証」「委託契約書」等 ※いずれかの写し 1 つ提出	
②妊娠・出産	母親が妊娠中であること、または出産後間がないこと （産前 8 週・産後 8 週以内）	●「親子（母子）健康手帳」の写し ※分娩日予定が記載されているページ		標準時間認定
③疾病・障がい	保護者が病気やケガ等による療養中であること、または心身に障がい有して、児童の保育に支障があること	障がい	●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等	標準時間認定
		疾病	●診断書 ※村指定様式	申請内容により判断
④看護・介護	親族を常時介護または看護していること（別居親族も含む）	●診断書（看護・介護用） ※村指定様式 ●看護・介護事実の証明書 ※村指定様式		
⑤災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっていること	●罹災証明書		標準時間認定
⑥求職活動・起業準備	求職活動・起業準備を継続的に行っていること （入所期間：原則 90 日間）	●求職活動状況申立書 ※村指定様式		短時間認定
⑦就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校等に通学し、児童の保育ができないこと（短時間の習い事、自動車学校は除く）	●在学証明書または入学許可証 ●授業日数・授業時間が確認できる書類		申請内容により判断
⑧虐待・DV	虐待や DV のおそれがあること			標準時間認定
⑨育児休業中（在所園児のみ）	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること （※在園児の継続利用を認めるための制度。新規入所申込の事由には該当しません。）	●就労証明書または育児休業取得証明 ※村指定様式 ●育児休業中の保育継続申出書		短時間認定
⑩その他	村長が認める前各号に類する状態 保護者が死亡、行方不明等			申請内容により判断

※同居する18歳以上65歳未満の家族（祖父母等）も【保育が必要な事由】の書類が必要です。

（二世帯住宅、同一敷地内で世帯分離をしても、住所が同一だと同居とみなします。）

※入園希望日時点での保護者の状況に応じた書類を提出してください。

※各種証明書類は申請日から3か月以内に証明されたものを提出してください。

【該当する方のみ提出する書類】

世帯の状況等	提出書類
ひとり親世帯	※いずれかの写し 1 つ提出 ●「児童扶養手当受給者証」 ●「母子及び父子家庭等医療費受給者証」 ●「戸籍謄本」
障がい者（児）のいる世帯	※いずれかの写し 1 つ提出 ●「身体障害者手帳」 ●「療育手帳」の写し ●「精神障害者手帳」 ●「特別児童扶養手当証書」
生活保護世帯	●生活保護受給者証
令和 7 年 1 月 1 日時点で、宜野座村外に住所があった場合 （1 月 2 日以降に宜野座村に転入）	「支給認定申請書 兼 利用申込書」に住所地とマイナンバー（個人番号）を記入 ※1 月 1 日に在住していた市町村で税申告をしている必要があります（収入がない場合や扶養に入っている場合も含む） ※マイナンバー（個人番号）の提示ができない場合は、「令和 7 年度（令和 6 年分）課税証明書」を提出 令和 8 年 9 月以降の入所希望の場合は、「令和 8 年度（令和 7 年分）課税証明書」
軍人・軍属の方 国外からの転入の方	2024 年・2025 年の収入が確認できる書類 W-2（Wage and Tax Statement 等）
外国籍の方	在留カード、賃貸契約書、公共料金の写し
転入予定で申込をする方	転入予定申立書 ※村指定様式 入園希望の 14 日前までに転入手続きが可能な場合のみ、村民と同様に選考いたします。
※発達支援児保育を希望	●生育歴記録表、児童調査票 ※村指定様式 ●心身の発達に支援を要する状況がわかる診断書 ※任意の様式

※村指定の様式は、宜野座村のホームページから印刷可能です。

7. 保育を必要とする事由について（保護者の就労状態等を証明する書類の注意事項）

【就労について】

○ 勤務または採用予定の方

- 1 「就労証明書」の本人記入は無効です。また日付・記入担当者名のないものも無効です。
※事業所名が記名されている就労証明書等が無断で作成し、または改変を行ったときには、就労先事業所の押印があっても、「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」または「私電磁的記録不正作出罪」が成立することがあります。
○有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3 月以上 5 年以下の懲役
○私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

○ 自営業（農業・漁業・畜産業・内職、委託契約等を含む）

- 1 「営業許可証」、「自営業開業届出書」等の公的証明書の写しを提出してください。
- 2 業務委託（宅内）については、「委託契約書」の写し、直近 3 ヶ月分の「給与明細」等の収入がわかる書類を添付してください。内職証明についても、別途資料提出を求める場合があります。

○家庭内外労働（勤務・自営業・農業・漁業・畜産業・内職等を含む）の場合、月 64 時間以上の勤務が入園基準となります。また、家庭内外労働は、収入を得ている（生計を立てている）ことが条件であることから、収支のわかる書類を別途、提出していただく場合がありますのでご了承ください。

【妊娠・出産について】

- 1 利用期間は、出産予定日のおおよそ 8 週前から出産後 8 週以内となります。
- 2 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康（母子）手帳の分娩予定日が記載されているページの写しを必ず提出してください。

【疾病・障がいについて】

- 1 保護者の状況を診断書にて確認し、保育の必要量認定を行います。
- 2 診断書の内容によっては、保育を必要とする要件としてみるできない場合があります。
- 3 受診のタイミングにより診断書の提出が遅れる場合は、こどもみらい課までご相談ください。

【看護・介護について】

- 1 診断書、看護・介護事実の証明書の提出が必要となります。
- 2 保護者の状況を書面にて確認し、保育必要量認定を行ないます。



【求職活動について】

- 1 保護者が求職活動に専念している場合も利用申込みができます。ただし、利用できる期間は入園が決定した日から 90 日間です。
- 2 職業安定所(ハローワーク)からの「求職受付証(ハローワークカード)」をお持ちの方は、写しを添付してください。
- 3 求職で入園した保育利用終了月の 15 日までに「就労証明書」等又は「家庭で保育ができないことを証明する書類」の提出がない場合は、翌月から退園となります。
- 4 求職活動を理由として保育園の利用ができるのは、原則年度 1 回のみとなります。

【就学について】

- 1 就学として認められる学校等の範囲については、原則、下記のとおりです。
 - ・「学校教育法」に規定する学校、専修学校、各種学校
 - ・「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練
 - ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に期待する認定職業訓練等

大学・短期大学・高等専門学校	○	放送大学	△
専修学校（資格取得のみ）	○	通信制大学	△
職業訓練校	○	各種学校	△

- 2 「授業日程がわかる資料（拘束時間がわかるもの）」の様式については、学校の様式でも可能ですが、村様式もあります。
- 3 就学として認められるのは原則年度1回のみとなります。

【育児休業について】

- 1 新規申込の方で育児休業中の場合も利用申込みができます。ただし、入園決定月から1か月以内に職場復帰する場合に限ります。
- 2 育児休業開始前から保育園を利用していた児童については、同一保育園の継続利用ができますが、利用期限は育児休業対象児童が原則1歳となる月の末日までとなります。
※ただし、育児休業対象児が保育園に入園できない等の理由により育児休業延長した場合は、継続利用の延長をすることもできます。
- 3 「就労証明書」や「育休取得証明書」に育児休業期間・復職日の記入がないものは無効です。
- 4 「育児休業中の保育継続申出書」は保護者が記入後に、在籍する認定こども園・保育園の園長からサインをもらって役場に提出してください。

◆育児休業が取得できない方へ◆

宜野座村では、安心した家庭保育を推奨するため、育児休業が取得できない方に対し、村独自の「特別育児休業期間」（3か月間）を設けております。ご希望される方はこどもみらい課までお問い合わせください。

※「特別育児休業期間」は産後8週後の翌日が属する月の翌月1日から3か月間です。

8. 申込後、状況に変更があった場合

就労状況や家庭の状況など、申請（申込）時と状況が変わった場合は、必ず手続きが必要です。変更があったにも関わらず手続きがない場合、内定・利用決定の取り消し、入園後であっても保育実施解除（退園）となることがあります。

※必要書類の有無はこどもみらい課に問い合わせください。

●手続きが必要な場合（就労状況など）※村様式あり

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
① 職場が変わった、Wワークを始めた、就労状況が変わった（勤務時間、勤務日数、通勤時間、単身赴任、雇用期間更新など）	●就労証明書
② 育児休業を取得した	●育児取得証明書 ●育児休業継続申立書
③ 育児休業期間を延長した (育児休業対象のお子さんが待機児童となった場合のみ、保育の継続利用ができます。自己都合の延長の場合は、保育を必要とする事由に該当しないため、退園となります。)	●育児休業延長証明書
④ 疾病・負傷等により休職・退職した	●診断書
⑤ 心身障がい等で就労できなくなった	●障がい者手帳等の写しまたは診断書
⑥ 育児休業・病休等から復職した	●復職証明書
⑦ 退職した ※保育の継続利用を希望する場合	●求職活動申立書 ※提出がない場合は、退園となります。

9. マイナンバーに関する書類について



平成 28 年 1 月 1 日以降、保育園等の入園申込みに必要な書類である「施設型給付費・地域型保育給付費等（支給認定申請書（現況届）兼利用申込書）」等に個人番号の記載が必要となりました。

書類提出の際、保護者（父母）が窓口に来られる場合、「保護者（父母）」と、児童と同一世帯の親族のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの」と「保護者の公的身分証明書」が必要となります。

また代理人（父母以外の親族）が窓口に来られる場合は、「保護者（父母）」と、児童と同一世帯の親族のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの」、「代理人の公的身分証明書」、「委任状」が必要となります。

※マイナンバー（個人番号）記入は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」（番号法）および「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき必要なものです。

※マイナンバー（個人番号）は、利用者負担額の算定及び支給認定に係る事務において利用します。

※マイナンバー（個人番号）の記入、または番号確認のための提示が困難な場合は、受付時に申し出てください。

10. 発達支援児保育利用希望申込について

利用対象児童

- (1) 集団保育が可能な児童
- (2) 集団保育の中で **個別の配慮が必要とされる児童**（心身の発達の遅れや障がい、疾病など）

発達支援児保育の内容

村立認定こども園・保育園ではそれぞれのお子さんの発達状況に応じた個別の配慮を行います。
あくまでも集団保育であり、必ずしも保育者が1対1で対応するものではありません。
また、希望しても発達支援児保育を必ず利用できるとは限りませんので、ご了承ください。

申込の流れ

(1) 利用申込

①「保育園入園受付調査票及びチェックシート」の記入欄にご記入ください。

②必要書類

◆新たに利用希望される方は、必要書類の提出をお願いします。

（※在園児で継続希望する方は、必要書類の提出は不要です。）

- (1) 生育暦記録表（指定様式）※村ホームページに掲載
- (2) 児童調査票（指定様式）※村ホームページに掲載
- (3) 下記の㉗～㉜のうちいずれかの写し
 - ㉗ 身体障害者手帳 ㉘ 特別児童扶養手当証書 ㉙ 療育手帳 ㉚ 通所受給者証
 - ㉜ その他医療機関など専門機関からの所見・検査結果・診断書等

(2) 行動観察の実施

＜内容＞ **※ 新規利用希望児童と保護者を対象に実施いたします。**

村内の保育施設などで巡回指導医師・園職員・役場職員が、お子さまの遊ぶ様子や他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。

※行動観察の実施日・場所が決定後、保護者に通知いたします。

(3) 利用調整(入園調整)

宜野座村発達支援児保育運営協議会にて協議し、施設の空き状況や職員配置などを確認し、利用調整（入園調整）を行います。

◆希望園以外で入園調整が必要となる場合がございますので、ご了承ください。

11. 広域利用について

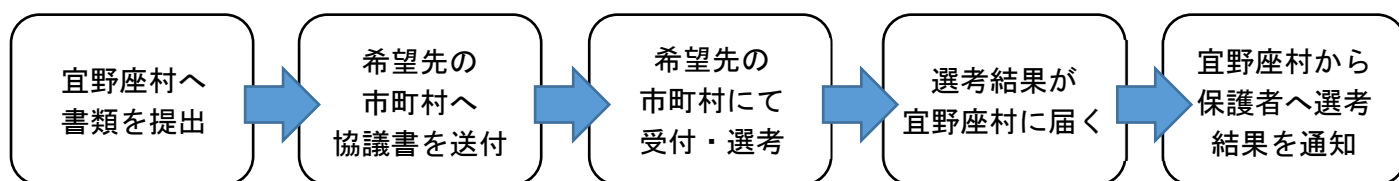
広域利用とは、①宜野座村に住所を有する児童が、宜野座村外の認可保育施設等を利用すること（委託利用）、②宜野座村以外に住所を有する児童が、宜野座村内の認定こども園・保育園を利用すること（受託利用）を言います。

どちらの場合でも、住所を有する市区町村で保育の必要性の認定を受け、住所を有する市町村を通して保育施設がある市町村に保育の申込をする必要があるため、広域利用を考えている場合は早めに相談していただきますよう、お願いいたします。

【宜野座村に住所を有する児童が、宜野座村外の保育施設等を利用する場合】

宜野座村を通して入園申込を行います。

～申込みの流れ～



※申込書を提出する前に、希望する施設の所在市町村へ「入園希望月の申込受付期間」を確認してください。

※保育料については、宜野座村が決定します。

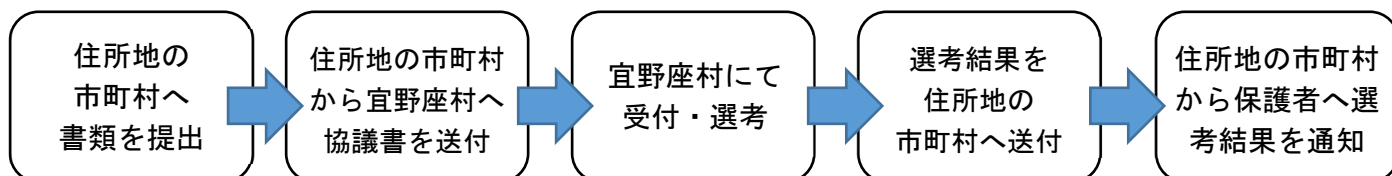
※希望する保育施設等がある市町村の申込締切に間に合うよう、早めに宜野座村役場こどもみらい課へご相談ください。

【村以外に住所を有する児童が、宜野座村内の認定こども園・保育園を利用する場合】

住所地の市町村を通して入園申込をしてください。協議書が届いた後に入園選考をいたします。

※宜野座村内の認定こども園・保育園に空きがある場合や待機児童が出る可能性が低い場合、継続利用（年度途中での転出）の場合に広域利用受託します。

～申込みの流れ～



※保育料（利用者負担額）については、住所を有する市町村が決定します。



12. 保育料（利用者負担額）等について

【幼児教育・保育の無償化について】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス以上（3歳になって最初の4月1日以降）のすべての子ども、0～2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日まで）で非課税世帯の子どもについては、保育料（利用者負担額）が無料となりました。（延長保育料は無償化対象外です。）

村立認定こども園・保育園の給食費については、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。主食費（お米、パン、麺類等）については、宜野座村が補助をしておりますので、副食費（おかず、おやつ、牛乳等）を入園している園に直接お支払いください。

※年収約360万円未満相当世帯の子どもと、所得階層に関わらず第3子以降（未就学児までの子どもをカウント）の子どもの副食費は免除となります。

※0～2歳児クラスの給食費は、保育料の一部として徴収しています。

【保育料（利用者負担額）の算定方法】

①0歳～2歳児クラス

保育料（利用者負担額）の算定は児童の父母の『市町村民税所得割額の合算』によって決定します。

※保育料算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税控除等の税額控除は適用されません。

※算定対象保護者の“直近の年収が103万円以下”かつ“非課税”である場合、同一世帯の祖父母の税額を合算し、保育料算定を行うことがあります。

②3・4・5歳児クラス

保育料は無償です。ただし、副食費4,600円を徴収いたします。

● 課税状況が不明な世帯の保育料について

下記に該当する世帯は利用者負担額算定の基本となる情報が確認できないため、お子さんの年齢における階層区分の最高階層（8階層）で仮認定させていただきますので、すみやかにお手続きください。

- ・ 税の申告をしていない世帯

※収入がなかった方や扶養に入っている方も申告が必要です。

- ・ 収入にかかわる証明書（W-2等）を提出していない世帯等

【保育料の切り替え時期】※毎年9月が切り替え時期となります。

4～8月は前年度分の市町村民税所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税所得割額により利用者負担額を決定します。

令和8年										令和9年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
前期保育料（R7年度の課税額で算定） （令和6年1月～12月分の収入）					後期保育料（R8年度の課税額で算定） （令和7年1月～12月分の収入）							

【利用者負担額変更について】

★下記に該当する世帯は、利用者負担額が変更になる場合がありますので届出が必要です。

・ひとり親世帯となった場合	・婚姻した場合
・障がい者（在宅）扶養世帯となった場合	・児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合
・祖父母等と同居となった場合	・生活保護の開始・停止・廃止になった場合
・利用区分が変更になった場合	・修正申告等により課税状況等変更となった場合

※ひとり親世帯について、離婚調停中の場合も利用者負担額が変更になる場合がありますので、ご相談ください。

※保育料の変更は、届け出があった翌月に行います。この変更で生じた過不足分は、該当する月に遡り調整（納入、充当、還付）となります。

【保育料の納入について】

保育料の納入方法は、下記のとおりです。

① 口座振替

振替日	毎月 20 日 （休日にあたる場合は、翌営業日となります。）
登録できる金融機関	沖縄県農協、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ゆうちょ銀行

※口座引落しは毎月 1 回当月分のみです。残高不足にならないよう前日までに入金をお願いします。（残高不足により、引落しできなかった場合は、後日督促通知と納付書をお渡しします。）

② 金融機関及びコンビニでの納付書支払い

毎月初めに納付書をお渡しいたします。**納期限は毎月 20 日**です。



③ スマートフォンアプリ（納付書裏面参照）

Paypay 等にてお支払いいただけます。

※正当な理由なく利用者負担額（保育料）を滞納した場合は、次年度の入園申込の際に滞納月数にじり減点となり、認定こども園・保育園を利用できなくなることがありますので、ご注意ください。

【保育料の多子軽減について】

入園児童に同一生計の兄や姉がいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が安くなる場合があります。

世帯の市町村民税 所得割額	きょうだいのカウント方法 (同一生計のきょうだいに限る)	多子区分の例			
		中学生	5歳 (私立幼稚園在籍)	4歳 (認可外に在籍)	2歳 (認可園在籍)
第4-②階層 未満	年齢に関係なく きょうだいの数	第1子	第2子	第3子	第4子
第4-②階層 以上	対象の保育施設等に在籍している 未就学のきょうだいの数(※)	カウント外	第1子	カウント外	第2子

※対象の保育施設等

○認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業

●私立幼稚園(県知事認可) ●企業主導型保育施設 ●特別支援学校幼稚部

●児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス

(●の対象施設を利用しているきょうだいについては、村で確認ができないため、在園証明書等の提出が必要です。)

【幼児教育・保育の無償化について】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス以上(3歳になって最初の4月1日以降)のすべての子ども、0～2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日まで)で非課税世帯の子どもについては、保育料(利用者負担額)が無料となりました。(延長保育料は無償化対象外です。)

村立認定こども園・保育園の給食費については、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。主食費(お米、パン、麺類等)については、宜野座村が補助をしておりますので、副食費(おかず、おやつ、牛乳等)を入園している園に直接お支払いください。

※年収約360万円未満相当世帯の子どもと、所得階層に関わらず第3子以降(未就学児までの子どもをカウント)の子どもの副食費は免除となります。

※0～2歳児クラスの給食費は、保育料の一部として徴収しています。

(参考) 宜野座村 保育料（利用者負担額）算定表 0～2歳児クラス

階層	区分	3歳未満児（3号認定）保育料（月額／円）					
		第1子		第2子		第3子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第2階層	村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	0	0	0	0	0	0
第3階層	48,600円未満	13,000	12,800	6,500	6,400	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	6,000	5,900	0	0	0	0
第4-①階層	48,600円以上 57,700円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	7,000	7,000	0	0	0	0
第4-②階層	57,700円以上 77,101円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	7,000	7,000	0	0	0	0
第4階層	77,101円以上 97,000円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	27,000	26,500	13,500	13,250	0	0
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	33,000	32,400	16,500	16,200	0	0
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	36,000	35,400	18,000	17,700	0	0
第8階層	397,000円以上	40,900	40,200	20,450	20,100	0	0

※階層区分の児童の年齢は令和8年4月1日時点のクラス年齢です。

※算定対象保護者の“直近の年収が103万円以下”かつ“非課税”である場合、同一世帯の祖父母の税額を合算し、保育料算定を行うことがあります。

※定められた保育料は、保育所を運営するために必要で貴重な財源となりますので、納め忘れのないようご協力をお願いいたします。

13. 宜野座村の保育事業について

【延長保育事業】（有料） 〈実施施設〉 村立・松田・かな

保護者の就労時間や勤務上やむを得ない事情の為、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童は延長保育の利用ができます。（月曜～金曜日の午後7時まで）

○延長保育の利用料（支払方法については、各施設にお問い合わせください。）

（1）保育標準時間 7：30～18：30（11時間）

18：30～19：00	日額 150 円
	月額 1,500 円（前月 20 日までに各施設にて申請が必要）

（2）保育短時間 ①8：30～16：30、②9：00～17：00（8時間）

7：30～18：30 （最大 19:00 まで）	1 時間 100 円を基本とします。 （1 時間未満の利用料設定はしていませんが、子どもが利用できる時間帯を 9:00～17:00 と設定している施設で、1 時間 30 分の延長保育を利用した場合は 150 円となります。） ●18:30～19:00 は開所時間を延長するための経費となるため、150 円です。
	月額 3,000 円（前月 20 日までに各施設にて申請が必要） ※18:30～19:00 の延長保育料は含みません。

【一時預かり事業】（有料） 〈実施施設〉 村立認定こども園・松田保育園

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急的な保育並びに育児に伴う保護者の心理的、肉体的負担の軽減を図るために必要な場合に利用できます。保育士配置や利用人数によっては、お預かりできない場合があります。あらかじめご了承ください。

○対象児童	本村に住所を有し、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない生後 6 ヶ月児～小学校就学前児童。
○利用申請	宜野座村役場 こどもみらい課窓口
○実施施設	村立認定こども園、松田保育園 （1 日 3 名程度）
○利用について	①非定期的（週 3 回限度）・・・就労または就学など家庭保育が継続的に困難となる場合 ②緊急的（月 15 日限度）・・・負傷、入院等の緊急的に保育を必要とする場合。 ③私的理由（週 1 程度）・・・育児に伴う心理的肉体的負担の軽減、または冠婚葬祭など
○料金	日額（8 時間以内）・・・1,500 円 半日（4 時間以内）・・・1,000 円
○保育時間	月～金曜日 9：00～17：00 ※土、日、休日は実施していません。
○利用調整	利用決定通知後、各施設にてオリエンテーション案内、利用希望日の調整

【地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）】 〈実施施設〉 松田・かな

子どもと保護者が同伴で利用し、他の子どもとの交流や育児に関する情報の提供、保護者の育児相談（子育て相談）に応じる施設です。利用料は無料ですが、行事や講習など、一部実費負担があります。施設ごとにより活動が異なるため、詳しい内容については直接施設にご確認ください。

施設名	利用日および時間	連絡先
子育て支援センター ぽかぽか（かな）	月～金 9：00～12：00 （土）園庭開放のみ （保育相談：月～金 9：00～17：00）	098-968-3355
子育て支援センター すくすく（松田）	月・金 9：00～12：00 （午後は個別相談 14：00～16：00 ※予約のみ） 火～木 9：00～12：00／14：00～16：00	090-8291-9286

※全ての事業の詳細についてはこどもみらい課まで問い合わせください。

14. 各園紹介

宜野座村立 認定こども園

実施事業	教育・保育目標
・子育て支援（一時預かり保育）延長保育（午前7時30分から午前9時、午後4時30分から午後7時）・地域交流・発達支援児保育	・明るく元気な子 ・思いやりのある子 ・そうぞう（創造・想像）豊かな子

○保護者会費 児童1人につき1,000円

年間行事

4月	入園・進級の集い、こいのぼり掲揚式、保護者総会、春の遠足	10月	保護者美化作業、うんどう会
5月	保育面談	11月	七五三お宮参り
6月	虫歯予防集会、保護者美化作業、内科・歯科検診保育面談	12月	おゆうぎ会、クリスマス会、内科・歯科検診、保育収め・お楽しみ会
7月	七夕集会、縁日あそび（保育参観）、プール開き	1月	保育始め・新年の集い、新春マラソン大会（保育参観）、記念撮影、カーサムーチ作り、保育面談
8月	プール納め	2月	節分、親子記念事業、お別れ遠足
9月		3月	ひなまつり集会、新入園児オリエンテーション、卒園式、クラス懇談会

月間行事

身体測定、避難訓練、誕生会（弁当会）、保健食育集会、ケンケン体操、獅子舞・琉舞、えいごであそぼう
--

日課表

0～2歳	3～5歳
7:30 開園	7:30 開園
8:30 登園・自由あそび	8:30 登園・自由あそび
9:00 授乳・おやつ、あそび	9:00 活動する時間
11:00 ランチタイム	11:00 当番活動、食事、着替え、歯磨き
12:00 授乳・睡眠	12:00 ゆったりタイム（休息タイム）
15:00 おやつ・着替え	15:00 おやつ、片付け、清掃活動
16:30 自由あそび・順次降園	16:30 自由あそび・順次降園

※下記の定員、児童入園者数は、令和7年8月 現在

園長	赤嶺 りえ子	【職員数】					
所在地	宜野座村字惣慶 126-1	所長（1）主任（1）					
電話番号	098-968-8566	担任：0歳児（3）					
敷地面積	1538.15 m ²	1歳児（4）2歳児（3）					
建物構造	鉄筋コンクリート	3歳児（2）4歳児（2）					
利用定員	3号			2号			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	12名	13名	16名	16名	20名	30名	
入園者数	12名	13名	16名	16名	20名		77名
保育方針	「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びの連続性」						

社会福祉法人 平松福祉会 かなな保育園

実施事業	保育目標
・ こども子育て支援事業 ・ 保育対策総合支援事業 ・ 特別支援保育・地域活動	育って欲しいこども像 ・ 健康で丈夫なこども ・ 思いやりのあるこども ・ よく考え何事にも興味を持つこども ・ 自分で身辺処理ができるこども

○保護者会費があれば記載をお願いします。（保護者会費の徴収はございません。）

年 間 行 事

4 月	新入園児交流会	10 月	発表会 ハロウィン
5 月	こいのぼり会	11 月	七五三祝い
6 月	園児健康診断（内科・歯科・尿・蛭虫検査） 虫歯予防デー	12 月	運動会 園児健康診断（内科・歯科・尿） クリスマス会 保育納めの集い
7 月	七夕会 プール開き	1 月	保育初めの集い
8 月	自然ふれあい体験（年長児） プール納め	2 月	豆まき 記念撮影
9 月		3 月	ひなまつり会・お楽しみ会・卒園式 新入生オリエンテーション

月 間 行 事

・ 身体測定	・ お誕生会	・ お弁当会	・ 避難訓練	・ 幼児体育活動	・ 郷土伝承活動
--------	--------	--------	--------	----------	----------

日 課 表

0～2 歳	3～5 歳
7：30 登園、健康観察、自由あそび 9：30 朝のリズム体操、おやつ、トイレタイム 10：00 保育活動 11：00 昼食、片付け、沐浴着替え、絵本読み聞かせ 12：30 おひるね 15：00 トイレタイム、着替え、おやつ 16：30 帰りの会、自由あそび、順次降園	7：30 登園、健康観察、自由あそび 9：30 朝のリズム体操 10：00 保育活動（幼児体育や郷土伝承活動） 11：15 昼食、片付け、お着換え、歯磨き、 絵本読み聞かせ 13：00 おひるね 15：00 おやつ 16：30 帰りの会、自由あそび、順次降園

※下記の定員、児童入園者数は、令和7年8月1日現在

理事長	新里民夫			園長	新里初枝		職員数（30）名
所在地	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那 213 番地						園長（1名）
電話番号	0 9 8－9 6 8－3 3 5 5						保育士（18名）
敷地面積	1852.84 m ²						看護師（1名）
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建						保健師（1名）
利用定員	3 号			2 号			合計
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳児	5 歳児	
	12 名	24 名	24 名	25 名	25 名	15 名	125 名
入園者数	11 名	17 名	20 名	22 名	26 名		96 名
保育方針	・ こどもを主体として思いや願いを受け止める。 ・ 自己を十分に発揮できる環境を整える。 ・ ひとり一人の発達過程に応じて保育する。個人差に十分配慮する。 ・ こども相互の関係づくりやお互いに尊重する心を大切にする。集団における活動を効果あるものにするよう配慮する。						

社会福祉法人 ひかり福祉会 松田・光保育園

実施事業	保育目標
・子育て支援事業 ・一時保育 ・特別支援保育 ・地域活動 ・延長保育 ・病後児・体調不良児保育（予定）	・明るく つよく たくましく 豊かに伸びゆく可能性を内に秘めている子どもが、現在をもっともよく生き望ましい未来を作り出す力の基礎を培う。また、個々の発達段階に応じた和太鼓・リトミック・アートセラピー・英語であそぼう・わらべ歌の保育を継承し生き生きとした創造性豊かな子どもの育成に努めます。

○保護者会費があれば記載をお願いします。（保護者会費の徴収はございません。）

年 間 行 事

4月	浜うり・こいのぼり会	10月	後期健康診断・お楽しみ会・ハロウィン
5月	前期足、体力測定	11月	後期足、体力測定・七五三・稲刈り体験
6月	虫歯予防デー・前期健康診断・保育参観	12月	ムーチー作り・クリスマス会・0歳おゆうぎ会
7月	七夕会・プール（タラソ）	1月	新年の集い・もちつき会・おゆうぎ会
8月	縁日遊び・夕涼み会・個人面談・田植え	2月	節分・お別れ遠足・記念撮影
9月	運動会・長寿弁当配布	3月	ひな祭り会・新入園児説明会・卒園式

月 間 行 事

・身体測定等・避難訓練・全体体育、リズム・お楽しみバイキング・毎週木曜日＝リトミック
・3、4歳児わらべ歌 ・3、4歳児英語であそぼう ・4歳児アートセラピー

日 課 表

0～2歳				3～5歳			
7：30	開園	順次登園	自由遊び	7：30	開園	順次登園	自由遊び
9：30	朝のおやつ			9：30	クラス活動		
10：00	クラス活動			11：00	食事スタート（順次食事）		
11：00	食事スタート（順次食事）			12：30	お昼寝		
12：30	お昼寝			15：00	おやつ 降園準備		
15：00	おやつ 降園準備			16：00	自由遊び		
16：00	自由遊び			16：30	順次降園		
16：30	順次降園			18：30	延長保育		
18：30	延長保育			19：00	保育終了 閉園		
19：00	保育終了 閉園						

※下記の定員、児童入園者数は、令和7年8月1日現在

理事長	當真 ケイ子							合計 ・現定員 121名 ・入園者 146名 ・次年度定員 150名 ・職員数 40名
所在地	宜野座村字松田 6 1 1－5							
電話番号	098－968－8701							
敷地面積	1397.89㎡							
建物構造	310.55㎡							
利用定員	3号			2号			分園	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳児	5歳児	1歳児	
	12名	20名	20名	24名	24名	25名	21名	
入園者数	15名	0名	34名	32名	39名	0名	26名	

保育方針 松田保育園は、「育つ喜びを共感し、生きる力を育む」という保育理念のもと、子ども一人ひとりの可能性を大切にし、今をいきいきと生き、未来をつくる力の基礎を育てることを方針としています。

15. 注意事項 *必ずご確認ください*

- ①在園児についても令和8年度4月から入園を希望する方は、新たに入園申込をする必要があります。
- ②必要書類の提出がない場合または、不備の場合は受付できません。
- ③受入人数は保育所の定員に限らず、部屋面積、保育士数、保育所の状況により決まります。入園ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④入園決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査等を含む）により決定し、後日通知いたします。**保育所入園後も就労証明書の再提出または電話・訪問などによる就労調査**がありますのでご了承ください。
- ⑤入園決定後、入園決定を辞退したい場合は、入園希望の2週間前までに必ずご連絡ください。
- ⑥村立認定こども園・保育園における集団生活に支障がある場合は、入園を取り消すことがあります。
- ⑦保護者の勤務先の変更・退職や出産など、提出書類の内容に変更があった場合は、こどもみらい課へ必要書類の提出及び連絡をしてください。万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就労等をしていても中途退園となることがあります。
- ⑧入園後、現況確認のため「就労証明書」等の再提出依頼を行います。
- ⑨申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、入園を取り消すことがあります。
- ⑩児童の発達・発育等で気になることがある場合は、受付または事前に必ず申し出てください。
- ⑪待機状況の確認について、令和8年3月末までは、照会できませんのでご了承ください。
- ⑫村立認定こども園・保育園を長期欠席する場合は、必ずこどもみらい課までご連絡ください。1か月以上欠席する場合は、保育を必要とする事由に該当しない等として**退園**になります。（欠席している間も保育料は発生します。）
- ⑬年度内の転園は、原則としてできません。
- ⑭退園する場合は、**退園希望日の2週間前まで**にこどもみらい課窓口にて手続きを行なってください。
- ⑮村外転出の場合、保護者の希望により転出日を含む月末までの在籍が認められます。
（ただし、月をまたいでの在籍は認められませんので、ご了承ください。）



